

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6（2024）年度補正予算概要 ……………	1～3
2 函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子……………	4～6
3 専決処分 ¹ の報告について（損害賠償の額について）……………	7

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国)民生費負担金	12,358	令和5年度精算不足額交付分 障害者補装具給付費負担金 生活保護費負担金 低所得者介護保険料軽減負担金	12,358 4,952 3,518 3,888
(国)衛生費補助金	1	令和5年度精算不足額交付分 保健所費補助金	1 1
(道)民生費負担金	73	令和5年度精算不足額交付分 低所得者介護保険料軽減負担金	73 73

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	174,110	介護人材等地域定着対策 事業費増 2,636 介護職員等資格取得支援 事業費 2,592 その他諸経費増 44 総合福祉センター関係経費増 9,018 非常用発電機賃借料 9,018 補助金等返還金増 162,456	
障害者福祉費	7,573	障害者相談支援事業等に係る 消費税等補償金 231 補助金増 7,342 障害者福祉施設整備費 補助金 7,342	(国)次世代育成支援対策 施設整備費 補助金 4,895 (地方債)障害者福祉施設 整備費補助 事業債 2,400

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
介護保険事業費	18,442	介護従事者確保対策事業費減 △2,474 介護職員資格取得支援 事業費皆減 △2,474 介護サービス事業所等 サービス継続支援事業費 20,916	(道)緊急時介護人材確保 ・職場環境 復旧等支援 事業費補助 金 20,916

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保健衛生総務費	201,658	補助金等返還金 201,658	
感染症等予防費	425,024	定期予防接種費増 425,024 B類疾病増 425,024	(国)保健所費 補助金 422,985

[債務負担行為]

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合福祉センター 非常用発電機賃借料	令和7（2025）年度	3,006

2 函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

**函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
新旧対照表【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

**函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例
新旧対照表【第1条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p>

**函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人または病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「<u>施行規則</u>」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「<u>定期巡回サービス</u>」という。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針および第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人または病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するものに限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「<u>施行規則</u>」という。))第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「<u>定期巡回サービス</u>」という。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するものに限る。以下この章において「<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針および第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>

3 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和6年2月27日函館市梁川町19番17号で発生した公用車物損事故による損害賠償の額を令和6年4月25日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

(2) 損害賠償の額

99,275円

(3) 損害賠償の相手方

北斗市に在住する50歳代の男性

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、第2回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。